

社会福祉法人たんぽぽ康洋会理事・監事・評議員報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人たんぽぽ康洋会（以下「当法人」という。）の理事・監事・評議員（以下「役員等」という。）の報酬、通勤手当、賞与及び旅費に関して、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 常勤の役員等に対しては、報酬等を支給する。ただし、当法人職員を兼ねる場合は支給しない。

2 常勤の役員等以外の役員で理事長が特に必要と認めた場合は、報酬等を支給することができる。

3 理事会、評議員会に出席した役員等に対し、費用を弁償することができる。

4 前3項の報酬等は、別表のとおりとする。

(通勤手当)

第3条 当法人職員を兼ねない常勤等の役員に対しては、通勤手当を支給することができる。

2 前項の規定によって通勤手当を支給する場合における当該通勤手当の額は、当法人職員の例による。

(賞与)

第4条 当法人職員を兼ねない常勤等の役員に対しては、賞与を支給することができる。

2 前項の規定によって賞与を支給する場合における該当賞与の額は、月額報酬2月分とする。

(退職金)

第5条 退職金は支給しないものとする。

ただし、理事長が認めた場合には、評議員会の議決を得て支給することができる。

(旅費)

第6条 役員が当法人の業務に関し出張した場合には、当該役員に対して、旅費等を支給する。

2 前項の旅費等の額は、当法人職員の例による。

(支給方法)

第7条 役員報酬、通勤手当及び旅費等の支給方法は、この規程に定めるもののほか、当法人の職員の例による。

(委任)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 1 この規程は、平成29年1月13日から実施する。

附 則 1 この規程は、平成29年12月1日から実施する。

別 表

社会福祉法人たんぽぽ康洋会役員報酬等に関する規程(規程第2条第4項)

報酬等の支給対象者	内 容	支給金額
<p>県内から理事会・評議員会に 出席した理事・評議員及び監事 (ただし、報酬を支給されている役員は 除く)</p>	<p>役員報酬 (費用弁償)</p>	<p>1回につき 3,000円</p>
<p>県外から理事会・評議員会に出席 した理事・評議員及び監事 (ただし、報酬を支給されている役員は 除く)</p>	<p>役員報酬 (費用弁償)</p>	<p>交通費及び宿泊料の実費</p>
<p>監事監査を行った監事への報酬</p>	<p>役員報酬 (費用弁償)</p>	<p>1回につき 3,000円</p>